



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則	
○沖縄県糖業振興条例施行規則の一部を改正する規則（糖業農産課）	1
告 示	
○区営土地改良事業施行の認可（村づくり計画課）	1
○市営土地改良事業施行の適当の決定（村づくり計画課）	2
○町営土地改良事業施行の同意（村づくり計画課）	2
○村営土地改良事業施行の同意（村づくり計画課）	2
○公有水面埋立ての免許・2件（漁港漁場課）	2
○公有水面埋立しゅん功認可（漁港漁場課）	4
○村道の県代行工事の廃止（道路管理課）	5
○電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路管理課）	5
公 告	
○特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立那覇商業高等学校）	5

規 則

沖縄県糖業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する
平成18年10月31日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

沖縄県規則第86号

沖縄県糖業振興条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県糖業振興条例施行規則（平成2年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1号様式別紙4中「農業生産総合対策事業」を「さとうきび関連事業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第737号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行を認可した。

平成18年10月31日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 土地改良事業を行う者の名称 大浦川土地改良区
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 伊原間地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設）
- 3 認可年月日 平成18年10月19日

沖縄県告示第738号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、宮古島市長から協議のあった皆福地区土地改良事業（区画整理）の施行について、平成18年10月19日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年10月31日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成18年11月1日から同月30日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第739号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり町営土地改良事業の施行に同意した。

平成18年10月31日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 土地改良事業を行う者の名称 竹富町
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 山田野地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（暗きょ排水）
- 3 同意年月日 平成18年10月19日

沖縄県告示第740号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり村営土地改良事業の施行に同意した。

平成18年10月31日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 土地改良事業を行う者の名称 南大東村
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 山内地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（区画整理）
- 3 同意年月日 平成18年10月19日

沖縄県告示第741号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成18年10月31日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 埋立免許の年月日及び指令番号 平成18年10月10日 沖縄県指令農第830号
- 2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 免許を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 稲嶺恵一
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置 久米島町字真我里マガイ底原413番6の地先公有水面

イ 区域 次の各点のうち①の地点から⑨の地点までを順次に結んだ線、⑨の地点から⑫の地点までを順次に結ぶ結ぶ平成17年の秋分の満潮位（DL+2.16メートル）における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と⑫の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点（源3）イーフビーチ（北緯26度20分07秒2562、東経126度48分41秒2240）から208度18分42秒1,112.81メートルの地点

②の地点 ①の地点から204度15分00秒5.00メートルの地点

③の地点 ②の地点から294度15分00秒0.46メートルの地点

④の地点 ③の地点から204度15分00秒60.00メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から114度15分00秒0.46メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から204度15分00秒3.50メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から114度15分00秒0.72メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から204度15分00秒40.00メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から294度15分00秒8.79メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から21度00分05秒39.15メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から111度25分22秒8.32メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から24度18分11秒69.00メートルの地点

ウ 面積 496.79平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 久米島町字真我里マガイ底原413番1及び413番6の地内並びに同町字真我里マガイ413番1及び413番6の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び㉑の地点と㉒の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㉑の地点 四等三角点（源3）イーフビーチ（北緯26度20分07秒2562、東経126度48分41秒2240）から211度17分19秒1,108.37メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から114度15分00秒140.00メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から204度15分00秒140.00メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から294度15分00秒140.00メートルの地点

ウ 面積 19,600.02平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

沖縄県告示第742号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成18年10月31日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

1 埋立免許の年月日及び指令番号 平成18年10月10日 沖縄県指令農第831号

2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

(1) 免許を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

(2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 稲嶺恵一

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置 沖縄県国頭郡国頭村字安田幸地原1896番地の3の地先公有水面

イ 区域 次の①の地点と②の地点を結んだ線、②の地点から④の地点までを順次に結ぶ平成17年の秋分の満潮位（DL+2.02）における公有水面と物揚場との境界線、①の地点と④の地点を結んだ線及び①の地点と④の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点（玉24）安田（北緯26度44分59秒3029、東経128度19分21秒6990）から200度43分35秒1,056.60メートルの地点

②の地点 ①の地点から174度06分07秒55.17メートルの地点

③の地点 ②の地点から264度03分11秒1.30メートルの地点

④の地点 ③の地点から354度06分35秒23.02メートルの地点

- ⑤の地点 ④の地点から265度46分40秒1.49メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から354度15分05秒4.49メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から84度40分04秒1.51メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から354度01分05秒25.62メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から261度45分33秒1.47メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から354度24分56秒4.52メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から83度13分14秒1.44メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から174度42分25秒2.47メートルの地点

ウ 面積 84.83平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 沖縄県国頭郡国頭村字安田幸地原1896番地の2、1896番地の3、1896番地の4、1887番地の1、1887番地の2及び同番地に接する無地番地の地内並びに同村字安田幸地原1896番地の3及び1896番地の4の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次直線で結んだ線及び㉑の地点と㉒の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ㉑の地点 四等三角点（玉24）安田（北緯26度44分59秒3029、東経128度19分21秒6990）から198度26分01秒998.09メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から174度06分07秒100.00メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から264度06分05秒116.00メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から304度06分09秒55.00メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から354度06分05秒120.00メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から84度06分07秒54.00メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から173度57分54秒55.50メートルの地点

ウ 面積 18,053.63平方メートル

4 埋立地の用途 係留施設用地

沖縄県告示第743号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成18年10月31日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成18年10月18日 沖縄県指令農第876号

2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

- (1) 認可を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
- (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 稲嶺恵一

3 埋立区域

(1) 位置 粟国村字浜勢山原4959番及び4960番に接する無地番地の地先公有水面

(2) 区域 次の各地点のうち①の地点から③の地点までを順次に直線で結んだ線、③の地点と④の地点とを結ぶ平成15年の秋分の満潮位（DL+2.43メートル）における公有水面と既設防波堤との境界線及び①の地点と④の地点とを結ぶ平成15年2月28日付け沖縄県指令農第235号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（DL+2.43メートルにより決定）により囲まれた区域

- ①の地点 四等三角点瀬4 東厚砂（北緯26度35分41秒6938、東経127度14分22秒6131）から81度42分19秒567.44メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から233度05分06秒47.98メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から142度49分19秒21.36メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から53度04分03秒47.82メートルの地点

(3) 面積 1,022.15平方メートル

4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成16年8月16日 沖縄県指令農第1058号

5 関係図書を閲覧することができる市町村名 粟国村

沖縄県告示第744号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により、県が施行している村道の改築の工事を次のとおり廃止する。

平成18年10月31日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始年月日	工事の廃止年月日
青年の家線	渡嘉敷村字渡嘉敷2760番から 渡嘉敷村字渡嘉敷2772番まで	改 築	平成11年4月27日	平成18年10月31日

沖縄県告示第745号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成18年10月31日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平良城辺線
- 3 区間 宮古島市平良字西里469番1から同市平良字西里1449番2まで

公 告

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成18年10月31日

沖縄県立那覇商業高等学校長 内 原 恒 善

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量 語学演習装置及び電子計算組織各一式
 - (2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成19年3月20日（火曜日）
 - (4) 納入場所 沖縄県立那覇商業高等学校C棟及びD棟
- 2 入札参加資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加者名簿に登録された者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の配付場所並びに問い合わせ先 沖縄県立那覇商業高等学校 〒900-8557 沖縄県那覇市松山1丁目16番1号 電話番号 098-866-6555
 - (2) 入札説明書及び仕様書の配付期間 平成18年11月10日（金曜日）から同月17日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前10時から午後5時まで
 - (3) 入札説明会の場所及び日時 沖縄県立那覇商業高等学校国際経済科コミュニケーションルーム 平成18年11月10日（金曜日）午前10時30分
 - (4) 入札及び開札の場所及び日時 沖縄県立那覇商業高等学校第3PC教室 平成18年12月11日（月曜日）午前10時
 - (5) 入札書の提出方法 入札書は、郵送による場合を除き、入札の日時までに入札書の提出場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (6) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出期限及び提出方法 平成18年12月8日（金曜日）午後5時までに簡易書留郵便により提出すること。
- 4 入札保証金に関する事項 入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに

該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年間における国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体との同種かつ同規模の契約の履行の証明書を提出する場合

5 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

6 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

7 最低制限価格 設定しない。

8 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) その他 詳細は、入札説明書による。

9 SUMMARY

(1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY

Computer-assisted language learning system and Electronic calculation organization system-1 Set

(2) TIME LIMIT OF DELIVERY

March 20, 2007

(3) BIDDING EXPLANATION MEETING

10:30 a.m. November 10, 2006

(4) DATE FOR BIDS

10:00 a.m. December 11, 2006

(5) POINT OF CONTACT

Okinawa Prefectural Naha Commercial Senior High School Office

1-16-1 Matsuyama Naha City, Okinawa, Japan, 900-8557

Telephone 098-866-6555

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号 販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	--